

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案  
要綱

## 第一 題名

題名を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改めるものとする。

(題名関係)

## 第二 目的

この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに我が国に対する理解の増進に資するものであること並びに国際観光旅客の往来を促進することが国際交流の拡大に資するものであることに鑑み、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、外国人観光旅客の来訪を促進するための措置及び国際観光の振興に資する施策に必要な経費の財源に関する特別の措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって我が国の観光及びその関連産業の国際競争力の強化並びに地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。

(第一条関係)

### 第三 基本方針

国土交通大臣が定める基本方針を「国際観光の振興を図るための基本方針」に変更するとともに、その記載事項を改めるものとする事。

(第三条関係)

### 第四 外国人観光旅客の来訪を促進するための措置

#### 一 協議会

地方運輸局、関係都道府県及び観光関係団体は、一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、外客来訪促進計画の策定等を行うための協議会を組織することができるものとする事。

(第四条関係)

#### 二 外客来訪促進計画

外客来訪促進計画の策定主体を協議会に変更するとともに、外客来訪促進計画の記載事項を改めるものとする事。

(第五条関係)

#### 三 公共交通事業者等が講ずべき措置

公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等に

ついで、外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第七条関係)

#### 第五 国際観光振興施策に必要な経費の財源

政府は、国際観光旅客税（仮称）の収入見込額に相当する金額を、国際観光振興施策に必要な経費に充てるものとし、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

(第十二条関係)

#### 第六 附則

一 この法律は、平成三十年四月一日から施行するものとする。ただし、第四の三の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を設けるものとする。

(附則第二条及び第六条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第三条から第五条まで関係)

四 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第七条関係)